

# 福岡県公報

平成27年5月26日  
第3696号

## 目次

### 告示 (第516号 - 第525号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 自動車税収納事務の委託 (税務課) …………… 2
- 特別保護地区の指定の案の縦覧 (自然環境課) …………… 3
- 福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託 (県営住宅課) …………… 3
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除 (環境保全課) …………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4

### 公告

- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 4
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 5
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7

### 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 7

- 機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 9
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 11
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 12

### 海区漁業調整委員会

- 関門海域におけるマダコの採捕制限 (漁業管理課) …………… 15
- 関門海域におけるマダコの採捕制限 (漁業管理課) …………… 15

## 告示

### 福岡県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	香春線 糸田	田川郡糸田町大字南糸田739番1先から 田川郡糸田町大字南糸田782番5先まで

### 福岡県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

朝倉	500号	朝倉郡東峰村大字小石原1491番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原1494番1先まで
----	------	--

**福岡県告示第518号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	添田線 小石原	前	朝倉郡東峰村大字小石原畑ヶ尻国有林2010林班い小班先から 朝倉郡東峰村大字小石原畑ヶ尻国有林2010林班い小班先まで	12.6 ～ 15.6	36.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原畑ヶ尻国有林2010林班い小班先から 朝倉郡東峰村大字小石原畑ヶ尻国有林2010林班い小班先まで	12.6 ～ 22.7	

**福岡県告示第519号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年5月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	添田線 小石原	朝倉郡東峰村大字小石原畑ヶ尻国有林2010林班い小班先から 朝倉郡東峰村大字小石原畑ヶ尻国有林2010林班い小班先まで

**福岡県告示第520号**

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 委託する税目  
福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第9号に規定する自動車税
- 委託の相手方  
(1) 名称  
福岡県自動車販売店協会  
(2) 住所  
福岡市東区千早三丁目9番23号
- 委託の内容  
次の業務場所における自動車税の収納事務  
(1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館  
(2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館  
(3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館  
(4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館
- 委託した日  
平成27年4月1日
- 委託期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

**福岡県告示第521号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、福岡県知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 特別保護地区の名称

烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区

## 2 特別保護地区の区域

糸島市志摩姫島に所在する烏帽子島全域

## 3 特別保護地区の存続期間

平成27年11月15日から平成37年11月14日まで

## 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

## (1) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

烏帽子島鳥獣保護区は、糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置し、周囲約800m、海拔42mの小さな岩礁であり、植生はほとんど見られない。また、当該地域の周囲は海食崖の直立海岸であり頂部には無人灯台がある。この灯台に登るためにつくられた道の石垣及び灯台の基礎の石垣が、福岡県レッドデータブック2011において絶滅危惧IA類とされており、国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっている。

このため、当該区域の全域が特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図るものであ

る。

## (3) 管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

## 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県筑紫保健福祉環境事務所地域環境課

## 6 縦覧期間

平成27年5月26日から同年6月8日まで

**福岡県告示第522号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

## 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

## 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

**福岡県告示第523号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定を解除する形質変更時要届出区域

中間市大字上底井野319番4の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ひ  
 砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
 規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壌汚染の除去

**福岡県告示第524号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年2月28日福岡県告示第368号久山都市計画公園事業6・5・1号久山町総合運動公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間  
 平成23年2月28日から平成32年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分  
 平成23年2月28日福岡県告示第368号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分  
 平成23年2月28日福岡県告示第368号の事業地に同じ

**福岡県告示第525号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	犀 川 線 豊 前	前	豊前市大字篠瀬433番4 先から 豊前市大字岩屋641番2 先まで	5.0 ～ 10.8	172.5
			後	豊前市大字篠瀬433番4 先から 豊前市大字岩屋641番2 先まで	8.4 ～ 22.0	172.5
			後	豊前市大字篠瀬433番4 先から 豊前市大字岩屋641番2 先まで	6.5 ～ 26.0	175.5

**公 告**

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称  
 交通情報管理システム（警察署等端末）賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称  
 福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
 平成27年4月9日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名  
 日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所  
福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,088,232円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年2月27日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年4月16日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

105,217,056円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年3月6日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

福岡県警察組織犯罪情報管理システム高度化ソフトウェア（動向分析）賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年4月15日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

三菱電機クレジット株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目12番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

81,185,328円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年3月3日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大崎字大牟田839番1及び839番3から839番9まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
小郡市三沢3951番地8  
山下不動産株式会社  
代表取締役 山下英雄

**公告**

宮若市金生土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

**1 退任理事**

氏名	住 所
石松 國勝	宮若市金生438番地
石井 寛嗣	宮若市金生279番地
塚本 謙治	宮若市金生1265番地
野見山 國嗣	宮若市金生531番地2
石松 勝昭	宮若市金生303番地
花田 博幸	宮若市金生1313番地

**2 退任監事**

氏名	住 所
安永 太郎	宮若市金生1419番地1

今永 登志夫	宮若市金生1261番地
藤島 信介	宮若市金生2403番地

**3 就任理事**

氏名	住 所
石松 國勝	宮若市金生438番地
石井 寛嗣	宮若市金生279番地
塚本 謙治	宮若市金生1265番地
野見山 國嗣	宮若市金生531番地2
石松 勝昭	宮若市金生303番地
花田 博幸	宮若市金生1313番地

**4 就任監事**

氏名	住 所
安永 太郎	宮若市金生1419番地1
今永 登志夫	宮若市金生1261番地
藤島 信介	宮若市金生2403番地

**公告**

山川地区土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

**1 退任理事**

氏名	住 所
松尾 仁	みやま市山川町重富313

**2 就任理事**

氏名	住 所
松尾 裕幸	みやま市山川町甲田13番地1

徳永 龍彦	みやま市山川町清水903番地
山下 雄二	みやま市山川町清水910番地
坂梨 良典	みやま市山川町重富206番地2
長岡 繁興	みやま市山川町重富6番地

## 3 就任監事

氏名	住所
後藤 春義	みやま市山川町重富183番地3

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年5月26日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成27年5月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人子育てサポートぽびんず

## (2) 代表者の氏名

藤本 史子

## (3) 主たる事務所の所在地

太宰府市石坂二丁目15番15号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子供を持つ家庭の育児支援と子育ての中の家庭の肉体的及び精神的負担を軽減しゆとりある子育てを目指し、地域社会全体で子供の健全育成を図ることを目的とする。

公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第163号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成27年5月26日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

## 2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年7月15日（水）から同年7月23日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

## (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年7月21日（火）から同年7月23日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習につい	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育セ

	ては、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	ンター
--	--	-----

3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
12名
- (2) 追加取得講習  
6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成27年6月15日（月）から同年6月17日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第164号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成27年5月26日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分  
機械警備業務管理者講習
- 2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
平成27年8月19日（水）から同年8月21日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 3 受講定員  
42名
- 4 受講申込手続等
  - (1) 受付期間  
平成27年7月27日（月）から同年7月29日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
  - (2) 受付場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
  - (3) 必要書類  
機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）  
※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
  - (4) 講習受講手数料  
38,000円  
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
  - (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 5 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

#### 6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セン

ター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第165号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年5月26日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成27年8月27日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成27年8月28日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員  
各検定15名
- 4 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 検定申請手続等

##### (1) 事前（電話）受付期間

平成27年7月29日（水）から同年7月31日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

##### (4) 必要書類

- ア 必須書類
  - (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
  - (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地为管轄する警察署に申請する場合

住所地为疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日間)内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>)で確認することができる。

#### 福岡県公安委員会告示第166号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

平成27年5月26日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年9月8日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年9月9日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

## (1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行

わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 空港保安警備業務1級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 空港保安警備業務2級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

## 7 検定申請手続等

### (1) 事前（電話）受付期間

平成27年8月24日（月）から同年8月26日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

### (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

### (4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

### (5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セン

ター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。
- (5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

## 海区漁業調整委員会

### 福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成27年5月26日

福岡県豊前海区漁業調整委員会  
会長 高松三男

- 1 指示の適用海域  
次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域  
基点第1号 福岡県北九州市門司区旧門司門司埼灯台  
基点第2号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識  
(イ) 基点第1号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点  
(ロ) 基点第2号から真方位7度30分、1,300メートルの点
- 2 禁止事項  
体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。
- 3 指示期間  
平成27年6月1日から平成28年5月31日まで

### 筑前海区漁業調整委員会指示第169号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、関門海峡でのマダコの乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成27年5月26日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 本田清一郎

- 1 指示の適用海域  
福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。  
A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。  
B線：福岡県北九州市若松区洞海湾港防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点（D点）と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区新日本製鐵株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。  
C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通した直線。
- 2 禁止事項  
体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。
- 3 指示期間  
平成27年6月1日から平成28年5月31日まで